

建設工事等最低制限価格制度事務処理要領

契 第 81 号

平成22年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び森林整備業務（以下「建設工事等」という。）について極端な低価格による受注を防止するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、「最低制限価格制度」とは、競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格（失格基準価格のみを設定してある場合は、失格基準価格）以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。

(対象工事)

第3条 最低制限価格制度の対象とする工事は、設計金額が130万円を超える競争入札に付する建設工事等とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情があるときは、最低制限価格及び失格基準価格を設定しないことができる。ただし、最低制限価格を設定しない場合でも、失格基準価格のみを設定することができる。

(低入札基準価格の設定)

第4条 低入札基準価格は、設計金額に110分の100を乗じて得た額（以下「予定価格」という。）の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格の10分の7.5に満たないときは予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 低入札基準価格は、予定価格調書にこれを併記するものとする。

(最低制限価格の設定)

第5条 最低制限価格は、前条の規定により算出した低入札基準価格に予算執行者が工事ごとに決定する数値を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の7.5に満たないときは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 最低制限価格は、予定価格調書にこれを併記するものとする。

(失格基準価格)

第6条 失格基準価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格又は失格基準価格のみを設定した入札において、当該最低制限価格又は失格基準価格を下回る入札が行われたときは当該入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者等又は落札候補者とする。

(最低制限価格制度の周知)

第8条 最低制限価格制度を適用するときは、入札の公告又は入札通知書(以下「通知等」という。)に当該入札が最低制限価格制度の対象となっていることを明記するものとする。
2 第3条第2項の規定により最低制限価格制度を適用しないときは、通知等に当該競争入札が最低制限価格制度の対象外であることを明記するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則(平成24年4月16日)

この要領は、平成24年4月16日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則(平成25年6月1日)

この要領は、平成25年6月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則(平成26年4月1日)

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則(平成27年4月1日)

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（平成28年4月20日）

この要領は、平成28年4月20日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（平成29年4月20日）

この要領は、平成29年4月20日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（平成31年5月1日）

この要領は、平成31年5月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（令和元年10月1日）

この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。